

○本宮市ホームページ広告掲載に関する基準

平成21年4月24日

告示第77号

改正 平成23年2月16日告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、本宮市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成19年本宮市告示第14号。以下「要綱」という。)に基づき、市が作成する本宮市ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 要綱第6条の規定による市長が定める広告の掲載位置は、原則として本宮市ホームページのトップページとし、市が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は、1枠につき縦60ピクセル・横120ピクセルとし、5キロバイト以内のGIF形式とする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月単位とし、最長12月とする。

2 広告の掲載開始は、各月1日とする。ただし、1日が休日にあたる場合は、1日以降の最初の業務日に掲載を開始する。なお、掲載開始日は掲載作業をする日とし、当該日に掲載を完了する。

3 広告の掲載終了は、掲載終了月の末日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、それ以降の最初の業務日に掲載を終了する。

(掲載募集枠等)

第5条 募集は、8枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、募集枠を増やすことができる。

2 同一の広告掲載希望者が申し込むことができる広告は、1月につき1枠を限度とする。

(広告掲載料)

第6条 要綱第7条の規定による市長が定める広告掲載料は、1枠につき月額1万円とする。

2 12月連続掲載となった場合は、12月目は無料で掲載する。

(広告掲載料の還付)

第7条 要綱第14条に定める還付金の金額は、日割計算により算出し、1円未満を切り捨てた額によるものとする。ただし、広告掲載ができなかった期間が連続して72時間に満たないときは、日数に算入しない。

(広告内容、デザイン等の協議)

第8条 広告の内容、デザイン、リンク先の内容等については、市の信頼性等を損なうことのないよう市と事前に協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

第9条 市長は、広告を掲載した後において、広告の内容、デザイン、リンク先の内容等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断し、若しくは要綱及びこの告示に抵触していると判断したときは、広告主の了解を得ることなく、当該広告を削除することができる。この場合において、広告掲載料は、還付しない。
(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成23年2月16日告示第14号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。